

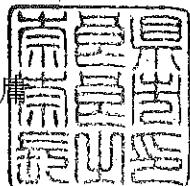


別紙様式第2号（第3関係）

平成28年 4月19日

奈良市議会議長 浅川仁様

回答者 奈良市長 仲川元



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく植村佳史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>奈良市新斎苑基本計画（案）と資料「新斎苑周辺の地質状況について」について</p> <p>新斎苑建設候補地の地質について質問します。</p> <p>3月28日の奈良新聞の記事で、奈良教育大学の和田穰隆教授（火山地質学）は「高樋断層、三百断層は推定活断層になる」との見解を示されているとありました。そこで、この事に関連して質問します。</p> <p>1点目に、「新斎苑周辺の地質状況について」の資料P5の空中写真による地形判読結果の図には、都市圏活断層図による断層の表示で、赤線が活断層、緑線で示されているのが「推定断層」となっているが、これは正しいのか。</p> <p>2点目に、八千代エンジニアリング(株)制作による「新斎苑周辺の地質状況について」の資料P2上から12行目に「最近の見解は、高樋断層、三百断層は活断層ではない」と記載しているが、国土地</p>
------	--



	<p>理院の「都市圏活断層図」奈良 D1-No350では、推定活断層となつており、「活断層ではない」と断定するのは誤りではないか。</p> <p>3点目に、「新斎苑周辺の地質状況について」の資料のP13及びP14において、土石流について生産土砂量を「移動可能渓床堆積土砂量」だけで試算している。河川砂防技術基準の調査編では、生産土砂量は「移動可能渓床堆積土砂量」と「崩壊可能土砂量」を調査することになっているが、「崩壊可能土砂量」を表示していないのはなぜか。</p>
回答内容	<p>1.</p> <p>空中写真による地形判読結果の図における赤線は「活断層」であり、緑線については、「推定活断層」が正しい表記です。</p> <p>2.</p> <p>国土地理院の「都市圏活断層図の内容」によると、活断層とは「最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。」とされています。平成13年7月11日の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「京都盆地一奈良盆地断層帯南部(奈良盆地東縁断層帯)の評価」によると、「天理撓曲の東側に位置する高樋断層と三百断層は30万年前以降活動していない(岡田・東郷編、2000)とされており、奥村ほか(1997)の反射法探査結果によればこの付近において最近の地質時代も活動を続けている断層・撓曲は、天理撓曲と帶解断層であると考えられる。」と記載されています。のことから、高樋断層と三百断層は活断層ではなく、「推定活断層」と考えます。</p>

3.

河川砂防技術基準では、崩壊可能土砂量の求め方として、地形地質特性と既存崩壊の分布を踏まえた上で、①山腹斜面における崩壊を予想して土砂量を推定するケースと、②0次谷（いわゆる谷の源頭部のこと）において、既に過去に発生した崩壊により堆積している土砂の量から推定するケースの2通りが基準となっています。

今回の調査結果では、『流域内の山腹斜面における既存崩壊地』と『0次谷における崩壊土砂（移動可能土砂）の堆積』について、それぞれ現地で崩壊可能土砂量を推定するための根拠となる形跡は確認されなかったため、崩壊可能土砂量を表示していません。

(担当部局：市民生活部 新斎苑建設推進課)

受理日 28年4月19日